

言語構造と意味

— 動詞 Have のいわゆる Passive
of Experience をめぐって —

(下)*

菅原光穂

2.4. 完了の状態の場合

前節と前々節において、Have[^]Object[^]P.P. の表面的な型をその基底構造に照らして、そこに使役性と受動性の意味の区別を見出そうとしたが、結果は否定的であった。Have[^]Object[^]P.P. には、さらにもう一つの意味があるが、それは使役や受動性から区別されるであろうか。ここではその意味を「完了の状態」と呼ぼうと思う。完了の状態を単独に決定するのは困難であるが、一応伝統的な説明に従って、以下(4)のように対をなす a) の文を考えるものとする。ここにおける a) と b) は

- (4) a) I had the letter written before he came.
b) I had written the letter before he came.

歴史的な変化の様相を除いて、一般に次のような意味の差を持っているといわれる。たとえば、キルヒナー (p. 21) は a) を状態の観念、b) を結果の残している行動の観念とする。Kruisinga (1931, 5th ed. § 565) は a) を an action considered as the source of a state, b) を a state as the result

* 「人文研究」第40輯で発表したものの後半部分である。

of action とし, H. E. Lambert⁽¹⁸⁾ も同様に a) を動作の結果としての状態, b) を結果の残している行動の観念だと区別しているが, いずれの主張も意味内容の示唆的相違をのべているのではないように思われる。Poutsma (Part II, Section II, p. 214) の “... it is realized that the two constructions sometimes have practically the same meaning or are, at least, difficult to distinguish” の主張に見られる通りである。(41) の a) と b) に意味上の対立を認めないのであれば, 基底構造の上でその両者は同一のものであると考えてもよいものであろうか。

その事を考えるにあたって, まず (41) の a) が使役性との関係で, 意味上恣意的であることを指摘しなければならない。それは,

(42) *I had SOMEONE write the letter before he came.*

のパラフレーズから立証可能である。ある文においてはこの種のパラフレーズが必ずしも意味上良型的 (semantically well-formed) であるとは見做し難いが, 構造的には完了の状態と使役の関係を一般化出来ると考えたい。

(43) a) *I have no money saved.*

b) **I have SOMEONE save no money.*

(cf. *I have SOMEONE save much money.*)

(44) a) *We have our mind made up to go.*

b) **We have SOMEONE make up our mind to go.*

(cf. *We had SOMEONE make up his mind to go.*)

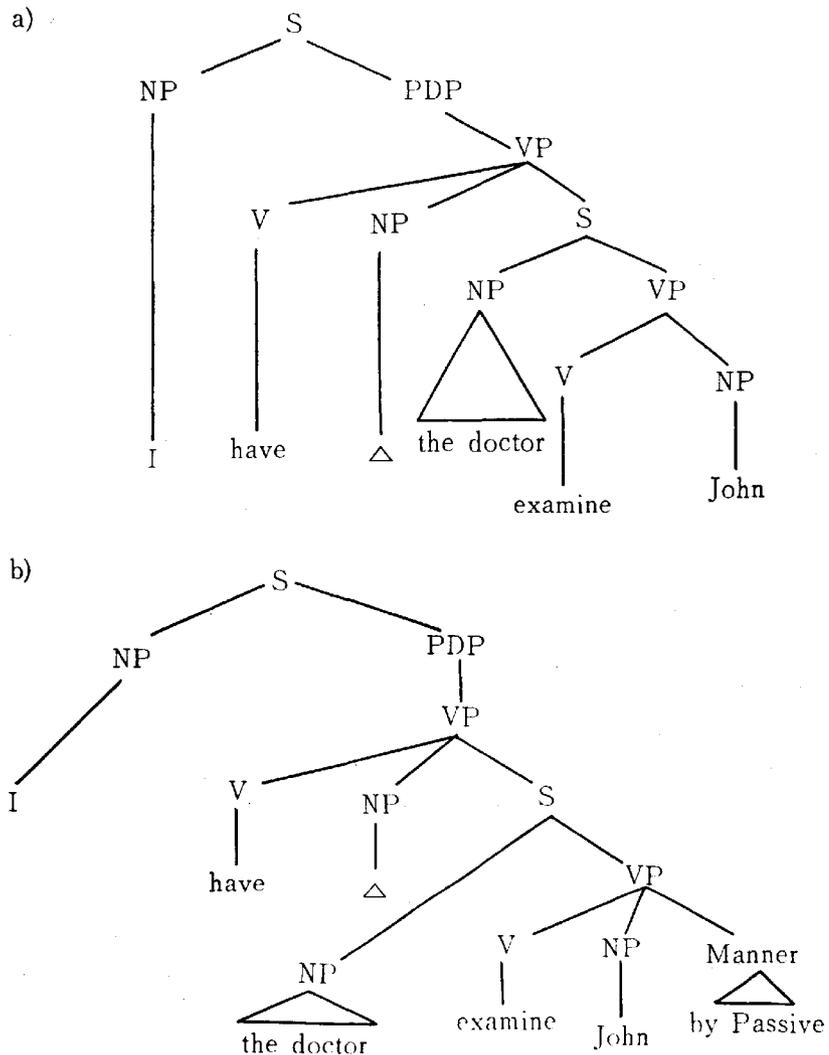
さて (42) の基底構造は (27)⁽¹⁹⁾ a) に代表される型で示され得るが, 完了の状態の構造はどうであろうか。補文を有するという事で本質的には完了の状態の構造も (27) の例のように, dummy をもつ他動詞句補文型であると考えて差

(18) キルヒナー, p. 97 参照。

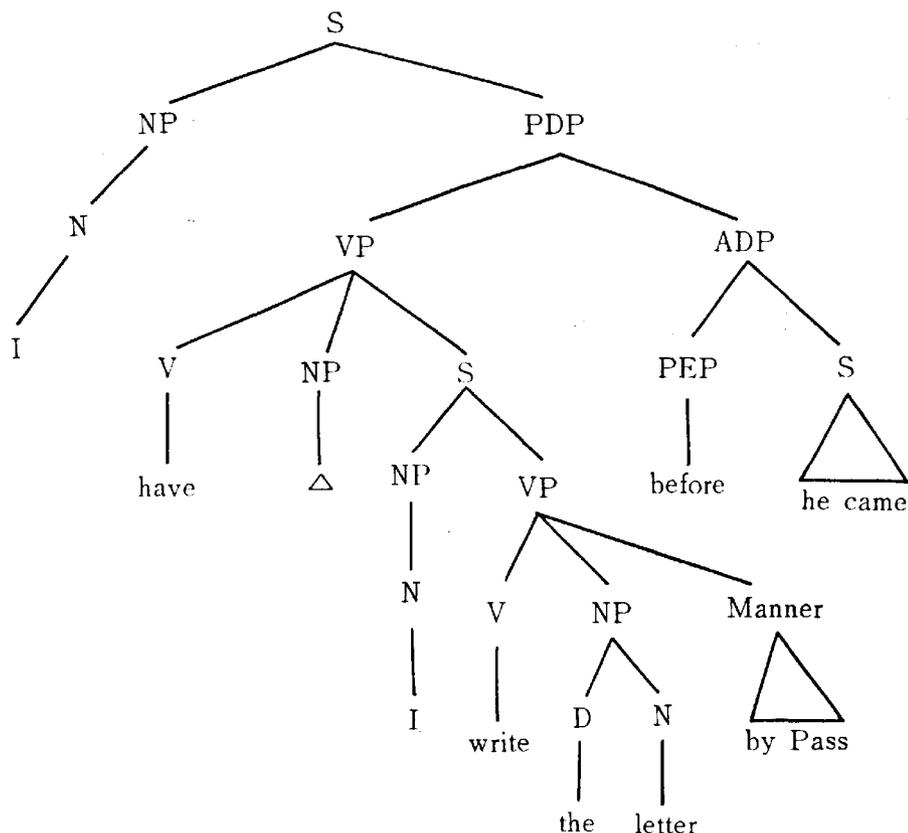
しつかえはない。しかし、完了の状態と使役の関係における一つの決定的差異は、補文の主語が必ず主文の主語と同一であるという事実にある。使役及び経験の受動は、逆に補文の主語と主文の主語が異なることが条件である。

- (45) a) I had the letter written before he came.
 b) I had [I write the letter], before he came.
- (46) a) I have my revolver loaded.
 b) I had [I loaded my revolver].

(19) (27) をここに再録すれば、



(47) Sentence 45



今、完了の状態としての Have^Object^P.P. に (47) の句標識を認めるなら、ついでながら、大沼 (1968, p. 99) の、

(48) I had three ribs broken
(肋骨を三本折ってしまった)

のような文は、完了の状態というより、むしろ経験の受動であるとの判断も成り立つ。補文における 'I' の意志が積極的に感じられないからである。⁽²⁰⁾

(20) このことは、C.J. Fillmore の Case Grammar をあててみてもわかるような気がする。つまり、補文 I break three ribs の主語「I」はこの場合 Agentive ではなく、むしろ Dative と考えられるから。この事を一般化して、完了の状態における基底構造は補文の主語に必ず Agentive case をとる、と言いたいところであるが、ここでは未だそれを検証してもいないし、また厳密に要素の配列順を基準にしている Chomsky の基底構造型と一方ではその配列順を否定してしまうような Fillmore の格文法とが何の抵抗もなしにかみ合うものかどうかも解らない。この問題については稿を改めて考えてみることにして、ここでは補文における 'I' が agentive でないことだけを指摘しておく。

以上のことから、一つの結論として、完了の状態は使役及び経験の受動とは構造上一線を画すことが可能であるをしたい。have の辞書構造に、概略

(49) HAVE → (完了の状態) / [+ ____ NP ^ S, - ____ NP #, ...]

where $NP_{matrix} = NP_{constituent}$

(50) HAVE → (使役 or 経験の受動)

/ [+ ____ NP ^ S, - ____ NP #, ...]

where $NP_{matrix} \neq NP_{constituent}$

(49) と (50) のような内容の情報を与えればよいわけである。

しかし、Zandvoort (1957, p. 52), Onions (1904, p. 108), Hornby (1956, p. 36) にみられる「状態」に関する分析は共通していて、have に hold, possess を認める。その点では、ここで述べた基底構造と全く異なるものである。Onions は I have finished them は I have them finished からの派生で、意味は I possess them in a finished state であるとする。Zandvoort の場合も同じで

(51) a) The Romans had the Persian army virtually surrounded.

b) That's where he has you beat.

(51) のような例にも、have には hold, possess, get の意味があると主張する。Hornby の場合も述べている主旨はほとんど同じであるが、ただ Table No. 19 (Vp 9) で彼は、我々が使役、経験の受動、完了の状態と区別しようとしているものが混然と並べていて、それはまさに我々の区別が如何に必要であるかという裏付けを示している感じでさえある。

Onions, Zandvoort, Hornby のような分析に賛成出来ないのは、中島氏が Have ^ Object ^ P.P. の基底構造に dummy を入れる一つの理由として、prefer him, persuade him, compel him 等と異なって、have の場合は have him (より一般的に have ^ [+animate]) という中間単位を感じる

ことがないと指摘した，その事にかかわりがある。たとえば，Zandvoort の例 (51) の a)，b) に見られる通り，have の目的語として the Persian army があったり，you があったりするのは，直感的にも受け入れ難い分析である。それを敷衍すれば，Hornby の (52) にも have の所有性を認めるわけにはいかない。

(52) They have scarcely *any money* saved for their old age.

その事を (53) のように条件化してみる。

(53) HAVE → (get, hold, possess) / [- ____ NP ^ S, - ____ [+animate noun] #, ...]

こうしておく方がルールとしての普遍性を保つものと考ええる。我々の主張通りの構造を基底としても，Zandvoort の例に不都合はない。

(54) The Romans had [△]_{NP} [[the Romans]_{NP} [[virtually surrounded]_v [the Persian Army]_{NP} [by Pass]_{Man VP}]]]_S

さて，最後にその Zandvoort の例 (51) をも含めて，(41) で提起した問題を考えてみたい。(41) と (51) を整理し直してみると，

(55) a) I had the letter written before he came.

b) I had written the letter before he came.

(56) a) The Romans had the Persian army virtually surrounded.

b) The Romans had virtually surrounded the Persian army.⁽²¹⁾

(57) a) That's where he has you beat.

b) That's where he has beat you.

(21) ここでは，過去分詞の問題には直接触れない。

(55—57)における a) と b) の関係が, (41) の説明で述べた通り, いわゆるニューアンス程度の差こそあれ, 示唆的意味の差はない。しかも両者, 基底構造を共有するものであるとわかれば, それは完了の状態を使役, 経験の受動から区別するもう一つの有力な構造上の手がかりである。使役及び受動の構造には (55—57) の b) に相当する構造はないから (58) のような意味の差が生じて

(58) a) I had my shoes mended. (使役)

b) I had mended my shoes. (完了)

いる。つまり, to mend shoes の主体が a) と b) とでは異なっている。その点では, (55—57) は同じで, しかもそれを条件としてアプリアリに, それぞれの a) と b) に共通な基底構造を設定し得ると思われる。先に完了の状態の Have \wedge Object \wedge P.P. 構造の基底を (47) 型と決定したわけであるから, 今は完了形の構造 (各組 b) が (47) 型から派生し得るかどうかを検討したい。

まず (47) 型⁽²²⁾ を (55 b) の基底であると前もって設定することから始める。

(59) I had # Δ # # I aux write the letter # before he came

— Base⁽²³⁾

(59) に一連の変形操作を加える。その第一は Dummy Replacement Transformation (TDR) で, それを用いて Δ を消去し, 次に Identity Erasure Transformation (TIE) で補文の 'I' を消去する。第一の変形操作後に Δ と I との間にある二つの # 記号を同時に消去したものと考えれば, 結果として (60) を得る。

(22) (47) 型そのものは Emmon Bach (1967) とは同一でないが, ここで述べる派生過程の大筋は Bach の示唆に沿っているものである。Bach の場合 (47) に相当する基底構造は, NP \wedge AUX \wedge # S # として捉えられる。AUX \Rightarrow AUX \wedge Have, あるいは AUX \Rightarrow AUX \wedge Be として派生される過程は, have と be が Bach において Non-verbal だと考えられていることを示す。ここでは have を non-verbal とはしていないが, dummy を用いても完了の派生過程を説明出来るものとする。

(23) Bach の記述に従って # 記号を導入している。

60 I had # aux write the letter # before he came.

さらに,

Aux → Tense

Tense → Past

の操作を加えて, Bach の完了変形 (Perfect Transformation) に到達する。

61) T perfect (Perfect Transformation)

SD: X₁, have₂, #₃ Past₄, VP₅ #₆, Y₇

SC: 2 > 2^{en}; 3, 4, 6 > null

(SD は structural description, SC は structural change (変形),
> は変形操作を示す。)

今, 61) の SD で, X は I, VP は write the letter, Y は before he came
そして have を Aux のルールで, すでに had にしたもの, と考えれば,

62) I [had+en] [write] [the letter] before he came.

Auxiliary Transformation (Af+v ⇒ v+Af) を用いて,

63) I [had] [write+en] [the letter] before he came.

となり (55 b) を得る。

結局, 完了の状態の場合は次の二点において使役及び経験の受動から区別されることがわかった。その一つは補文の主語の同一性についてである。即ち, 完了の状態の場合は補文と主文の主語が常に同一であるのに対し, 使役及び経験の受動の場合は I have someone write the letter 型をとり主語が一致しない。もう一つの相違点は, 使役と経験の受動のいずれも相対応する完了形を有しないのに対し, 完了の状態は (55) — (57) のように対応形を持つということである。このように, 完了の状態がその構造上, 使役及び経験の受

動と明確に区別されることを知ったが使役と経験の受動は、構造上その区別は出来なかった。第 2.2. 及び 2.3. 節で見た通りである。

3

しかしながら、変形生成文法における意味解釈のすべては、構造記述にのみ求めるのではない。構造記述が全く同じものと見做される二つの文が異なる意味を持つことだってある。それは意味の恣意性に関する問題で、通常意味部門における役割である。この点を考慮して、意味の上から経験の受動と使役の区別を再度見直してはどうであろうか。

ちょうど、(11) の the bank is the scene of crime のように、bank の辞書構造の相違が意味解釈の重要な手がかりであったように、ここでも、(64) のように have に二つの意味を考えてはどうか。そうすれば (3) にあげたよ

$$(64) \text{ have} \longrightarrow \begin{cases} \text{Causativity} \\ \text{Passivity} \end{cases}$$

うな I had a book stolen の恣意性を解釈出来そうに思われる。しかし、Causativity, Passivity を二つの独立した意味として認めるからには、Katz-Fodor, Katz-Postal によるまでもなく、それぞれは他と異なる選択上の制限規則を持たねばならないが果してどうであろうか。

ここでまず言えることは、構造からくる情報が制限規則の特色を示すことはない、ということである。それは第 2.2. 及び 2.3. 節で論じたように、Causativity と Passivity の二つの意味が、構造上特色ある共起関係を持っていないから、と言ってもよい。次に、仮りに使役性と受動性の意味の区別を認めるために、選択上の制限に何か特色を持たせるとしても、それは (65) のような構造における NP と補文 S との共起関係についてしか述べることが

$$(65) \text{ NP} \wedge \text{have} \wedge \Delta \wedge \text{S}$$

出来ない。ところが、従来の変形生成文法の枠組内では主語である NP と残余の部分 (have[△]△[△]S) あるいは補文 (S) との間に、どんな制限関係も認めることはないから、たとえ意味上の区別が存在していたとしても規則の上では明示されることがない。選択制限の規則は常に、Chomsky の場合単一の辞書項目の下位範疇という形で考えられるわけであるから、NP とか VP の選択規則、つまり下位範疇化ということは考えられない。Langendoen (1969, p. 44) のあげる次のような例においても、この文の変則性は単一の動

60 *The boy standing on the step is chasing a ball which is rolling toward him through the front lawn down the steet.

詞 chase の特性によって説明出来るわけである。即ち chase が主語の NP と目的の NP とに対してもつそれぞれの選択関係による。⁽²⁴⁾ 選択制限が単一の語(正確には、V とか N とか Adj のような辞書範疇)より大きな NP とか VP のような大範疇について考えられないという証左でもある。もし、このように変形生成理論では、句についての共起関係とか選択の制限とかを述べることをしないのならば、60)における NP と have[△]△[△]S あるいは NP と S との関係を論じられないことになる。その事はまた、使役性と受動性の区別に言語能力としての理論的根拠を与えられないことを示す。

この結論は実は第1節の最後で述べた(9)のc)に相当するものである。即ち、使役、経験の受動、完了の状態の意味区分を構造記述の上で求め得るものとして仮定したが、結果は完了の状態が前二者から構造上区別され得ることを知ったが、使役と経験の受動は辞書構造からくる情報を加味しても、そ

24) 次の説明を参照にされたい。

... the verb *chase* imposes on its [+Animate] subject a feature which indicates that it is in motion, and that it is moving intentionally; it imposes on its [-Abstract] object that it is also in motion and that it is moving away from the subject. (Langendoen, p. 44)

ここで Langendoen がのべているのは、決して chase 以下の phrase 対 [+Animate] subject の制限関係ではないことに注意。

ここに差異を求め得なかつたのであるから、「意味の差（仮りにあるとしても）は理論上示唆的なものとは考えない」ことになる。

「理論上非示唆的」というのは、言語能力 (Competence) の理論に関して示唆的に区別されない、というものであって、決して用いられる場面からくる情報に関してまでも「示唆的でない」といっているのではない。ネイティブ・スピーカーにとって使役と経験の受動とを直観として区別することは有り得るわけで、それを否定しているのではない。しかしその区別は言語の構造上の情報ではなく、むしろ第1節でも述べたように、主語が補文の内容にどうかかわり合うのかといった、いわば場面的、状況的判断の加わった区別だと考えたい。まさに(4)のa)とb)のパラフレーズの仕方に見られる通りである。⁽²⁵⁾ 斜字体の解釈は‘from’以下で示すといったように。

場面的、状況的判断が意味の区別として構造とはかかわり合いなしに存在する例は、Performance を持ち出すまでもなく、「英文法研究」(市河三喜, 1912)や「英文法論考」(大塚高信, 1938)に述べられていることでもある。Young as he was, he was not unequal to the task (若いけれど、彼はその仕事に堪える力がないわけではなかった)において as が concessive として though や however の意味になったり、また young as he was, it is but natural that he should have committed such a mistake (若いんだもの、これぐらいの間違いをしでかしたのは当り前のことさ) といえ、since のような意味が as にかかってきたりするものは、context によるもの(市河, p. 187)であるし、また主文と従文の概念が構造的には明示されていないから、場合、場合によって個人が状況を判断して自ら考え察していくようなもの(大塚, pp. 205 ff)と説明されている。

以上の事を総合してみると、Chomsky が I had a book stolen におい

(25) (4)の a) と b) は次のようであった。 a) *I had a book stolen from my car when I stupidly left the window open. (Someone steal a book from my car.)* b) *I had a book stolen from his library by a professional thief who I hired to do the job. (I had someone steal a book.)*

て主張した意味の区別と構造記述の関係にも拘らず、ここでは(9)のc)を結論として認めることになる。変形生成文法では経験の受動と使役の差は Performance のモデルを考える場合示唆的であるかも知れないが、言語の意味能力 (Semantic competence) を記述するモデルにあっては示唆的な区別ではないことになる。

しかしながら、この結論を支えている構造記述と意味解釈の規則が、定理として不変な位置を占めるものではなく、まだ流動的なものだと考えるなら(9)のd)⁽²⁶⁾を推定することも十分可能である。事実、have の使役と経験の受動を区別する選択制限が「特性の局地性」という原理によって否定されていたのであるが、その局地性を部分的にはあるが検討し直すことによって、あるいはその選択制限を復活させることが可能かも知れないのである。

選択制限とは、「特性の局地性」の原則からある特定の語に付加されており、その語が他のどんな語と結合するのか、その可能性を示す規則である。結合の対象となる語が有する種々の特性 (features) が選択制限で述べられるわけである。そこで、選択制限に対して、その結合される語を便宜上「対象語」または「対象」と呼ぶことにすると、たとえば、形容詞[^]名詞の修飾構造をもつ colorful ball のような構造では、選択制限が colorful にあって、その対象は ball にあることになる。colorful が選択制限の一つの要件として [(Physical object) V (Social activity)] を持つとすれば colorful ball は良型的意味の結合であり、colorful entity という語句は変則的な結合だという判断を下せる。選択制限はまた局地性にその特色があるから、colorful ball 全体がさらに他の語または句と共起する場合にも、そこに生ずる選択の制限は句全体にあるのではなく、名詞である ball のもつ選択制限

26) (9)の d)「従来の構造記述あるいは意味理論に関する若干の修正をもとにして、b) または c) を正当化する。」即ち、理論上示唆的でないというのを示唆的にし、示唆的であるというものを非示唆的だと考えること。

によって代表される。⁽²⁷⁾

- 67) a) That woman is the wife of the mayor.
 b) That person is the wife of the mayor.
 c) *That man is the wife of the mayor.

Langendoen (p. 50) の例をとってみても, “the wife of the mayor” の句の中で選択制限をもっているのはこの句の head である wife のみである。c) が変則的なのは that man と of the mayor ではなく, that man と wife との関係においてである。「特性の局地性」という原則をつらぬいて, 句に選択制限を認めないのがこれ迄の考え方であった。但し選択制限の対象は必ずしも語に限っているわけではないから, そこには局地性は要求されな⁽²⁸⁾い。このような原則は, しかし, 最近の研究によって常に否定し去られるものでもなく, 中には句全体の選択的特徴とか或は一種の選択制限のようなものを設定せざるを得ない諸種の例が出ている。菅原 (1970) が論じたのは, 未だ粗野な面が多いが, 句全体をひとまとめにした選択のためのある種の制限の問題である。

68) *An abstract entity is a concrete entity. (Drange, 1966)

句における選択制限が colorful ball や the wife of the mayor の句においても, 先に見たようにそれぞれ ball や wife の語にある選択制限で代表されるものとすれば, 68) においても, an abstract entity, a concrete entity の選択は entity のみにあることになる。もっとも 68) では a concrete entity

27) 名詞は選択制限 (たとえば, 動詞や形容詞) の対象となるべきもので, 名詞自体は選択制限を持たないという Chomsky (1965, pp. 114 ff) の見解があるが, 67) にあげた Langendoen の例や Bach (1968, p. 116) の例によりここでは名詞にも選択制限を設定しておく。

{ That he had killed the sparrow was a fact.
 { *That he had killed the sparrow was a pen.

28) 梶田 (1969) 参照。

が選択制限をもつ語を含む句で an abstract entity はその対象ということであるから、それは理論上 (69) と同様矛盾文ではない筈である。但し analytic なのは事実である。

(69) An abstract entity is an entity.

(68) が変則的であるのは、abstract と concrete の対立であるから、その限りでは非連続項目 (discontinuous elements) 間における選択制限かも知れない。しかし、それは意味の先どりであって、実は構造上 abstract と concrete に必然的關係は存在しない。構造上直接的關係にない複数個の項目を意味上關係があるからといって、それを手がかりにするなら、まさに意味の先どりである。従って、(68) の場合はどうしても a concrete entity 全体が持つ選択上の制限として an abstract entity との共起を否定する方向を考えるべきである。つまり phrase level での選択制限である。これは (68) のようないわゆる連辞文に限らず、次の例でも phrase level の選択制限を論じることが可能なように思われる。

(70) *This is the only child that our dad has.

has が our dad 及び the only child との個別的關係にあっては良型的であり得ることに注意されたい。(71) に示す通りである。

(71) a) Our dad has a red roadster.

b) He has only a ⁽²⁹⁾child.

(29) has+the only child そのものは表層の表示形としてはあまり見かけないであろうから、has only a child を用いた。いずれも深層の構造は has—only—[D + child] (この場合 D→ $\begin{cases} a \\ \text{an} \\ \text{the} \end{cases}$) であると考えられるからである。この時 only が the に後続する場合は形容詞で、a に先行する場合は副詞であるという主張がなされるなら、only に限って形容詞、副詞の区別は表面的であるといえるかも知れない。これを敷衍して、ある種の形容詞、副詞の区別は基底構造上示唆的なものでないと言い切れるかどうか、またそのような辞書範疇にはどんなものがあるのかは、稿を改めて検討するのも面白い。

(70) が変則的なのは，our—only の対立だけでもない。(72) に見るように良型的な文の中にも our—only は共起し得る。

(72) *Our dad loved only one of his children.*

従って，究極的には our dad と has only one child との句全体による対立であると考えねばならない。しかもその対立が制限につながる場合は，やはり句全体の選択制限という事を主張しなければならないであろう。

さて，phrase level に与えられるこの選択制限の設定は，have の使役と経験の受動との区別に一体どんな影響を与えるものであろうか。第3節の始めでこの区別が出来ない一つの要因として，両者に他から独立し得る選択制限のないことを述べた。それは have がその主語及び目的語句とそれぞれ別に選択制限を設けているからである。使役と経験の受動の意味を構成する補文と主文の主語の意味関係は，従って取扱うことが出来なかった。しかし，(68) と (70) の変則文，及びその変則性の実証のために設定した phrase level での一種の選択制限という概念を導入することによって，補文と主文の主語との関係を説明出来るのではなからうか。ここでは「説明出来る」という言葉の背景に，動詞句全体がその主語を対象として選択制限上どうかかわり合うかという事を考えているものである。さて，その「動詞句全体」と「主語」との関連であるが，まず第一に次のような例を考えたい。

(73) a) I had my license suspended for three months.

b) I had the police suspend my license for three months.

a), b) いずれの場合も使役と経験の受動の意味を捉えようと思えば不可能ではない。勿論，表現のぎこちなさは場合によって強く感じられる。そこで出来るだけ表現上（表面構造上）認められるような型，つまり使役の意味での b) をとってみる。表現とは別に，そこに意味の変則性が感じられるのは

事実である。a) を使役と見る場合、表現上のぎこちなさはもとより、意味にも変則性が存在して、その限りではb) の使役性と同じである。a), b) いずれの場合でも、直感的にそれを使役だと考えられないのは、

(74) [have] \wedge [Δ] \wedge [the police suspend my license]

(73) に内在する動詞句 (74) の構造) 全体がその主語に my license の my と同一の人物をとらないという制限を内包しているからであろう。従って、‘I’ を他の語に置きかえてみれば、(75) のようになって変則性がとける。

(75) Someone had the police suspend my license.

そこで have 以下の動詞句全体に選択上その制限として (76) を考える。

(76) [α [β Pro, β Sg, β 1st P]

($\alpha, \beta \rightarrow +$ or $-$)

今 α と β をマイナスにすれば、そこに経験の受動性がないという否定的見解が示される。即ち第一人称単数の代名詞が主語の位置にこない場合 ($\beta \rightarrow -$), 経験の受動性は生じない ($\alpha \rightarrow -$)。もし主語に第一人称単数の代名詞以外のものがくれば、当然、(75) のように受動性が失なわれる。しかし、この場合 $\alpha\beta \rightarrow -$ なら、 $\alpha\beta \rightarrow +$ でも同じであろうということではない。(8) a) にあげた I had my will drawn out by the lawyer の動詞句は (76) の規則において、 $\alpha \rightarrow +$, $\beta \rightarrow +$ で良型的な文であるが、これは経験の受動性を示してはいないからである。そこで $\alpha\beta \rightarrow$ マイナスの規則を極めて厳密に適用し、経験の受動とは β がマイナスの時 α はかならずマイナスである、とすればその性格が浮きぼりにされるのではなからうか。 β がマイナスであっても、 α がプラスであり得る場合は受動性というより使役性が強い文である。

(73) に関する受動性が (76) の規則を考えることによって可能になったが、(76)

そのものは (73) のための ad hoc なルールであるので、これを一般化する必要がある。(76) において Pro (Pronoun), Sg (Singularity), 1st P (First Person) 等の特性を用いたが、一般的にその特性は補文において属格をとる要素 (語) と同一の属性であるから、これを

(77) $[\alpha[\beta F] \text{ ____}]$

(where $\alpha\beta \longrightarrow +$ or $-$)

のように規定し、F は補文において属格をとっている要素と同一の特性群の集まりである⁽³⁰⁾と考える。こうしておけば、 β がマイナスなら α もまた常にマイナスであるという経験の受動の特質を簡潔に示し得る。

一方使役の方は $[\alpha \rightarrow +]$, $[\beta \rightarrow + \text{ or } -]$ によって一般化される制限を持つと考えてはどうであろうか。つまり、使役の場合その主語は補文に示される属格をとる語と同じであってもよい⁽³¹⁾ ($\beta \rightarrow +$, 例文 (20)) し、また異なる特性を有する語であっても構わない ($\beta \rightarrow -$, 例文 (75))。

使役、経験の受動を問わず、補文の目的語 (基底構造上) に主文の主語との関係が常に属格で示されているとは限らない。ある時は対格であったり、またある時は与格であったりもする。たとえば、経験の受動の場合、

(78) a) *I had a cultivated Englishman ask me if it were true Negroes could not walk on the same sidewalks as white Americans.* (対格——福村, p. 257)

b) *He does not now have full justice done him.* (与格——キルヒナー, p. 29) ((7) の b) 参照)

上記いずれの場合も (77) の制限内である。たとえば、(78) において、'I' 及び

(30) この場合、(77) の規則が、補文において属格をとる語 (単一の語) の選択規則でないことは、前節において句の選択制限を論じた時にのべておいた通りである。

(31) a) *I had my will drawn out by the lawyer.*

b) *I had the lawyer draw out my will.*

‘He’ を *that gentleman* に置きかえれば, (79) のように a) は使役性, b) は

- (79) a) *That gentleman had a cultivated Englishman ask me if*
 b) **That gentleman does not have full justice done him.*

変則性をもつことになり, (78) の a) と b) はもっぱら [-[-F] ____] であることが実証される。即ち経験の受動である。

また補文の中に必ずしも格の形式が明示されない例がある。

- (80) a) *The pilot has a leg broken.*
 b) *He had a house built.*

しかし, この場合も (77) のルールを適用出来る。

- (81) a) *The pilot has his leg broken.*
 b) *The pilot has a passenger's leg broken.*

たとえば, (80 a) は (81 a) のことであり b) ではないとすると, [-[-F] ____] のルールが成立し経験の受動となる。一方, (80 b) が,

- (82) a) *He had his house built.*
 b) *He had his daughter's house built.*

(82) の a), b) いずれの意味にもなり得るとしたら, (81 b) の動詞句は [+ [± F] ____] の選択制限となって使役の意味になる。このように格の形式が補文に示されていない場合でも, 意味の解釈は内在する格関係に (77) のルールをあてることによって可能となる。

以上みてきたように, ある種の選択制限を考えることによって, 使役と経験の受動との区別がある程度明らかになったと思う。動詞句を一つの単位と

して、それが主語の名詞句との間にどんな選択制限をもつかという形で考えたわけである。経験の受動の場合は主語と動詞句との間に極めて限定的な制限を持つのに対し、使役の方は割合ルースな関係である、というようなこれ迄には必ずしも明白な形で表わし得なかったことを、ここでは言語内の情報として処理出来るのではないかと考え、そのめどをつけてみたのである。動詞の選択制限といい、(7)の選択特性といい、未だ「思いつき」の段階をぬけ出ていないとお叱りを受けるかも知れないが、もしそれらが正当化されるなら ((9)—d) の前段参照)、経験の受動と使役の意味の差は構造上明らかになり ((9)—d) の後段、つまりここでは (9)—b)), 「経験の受動は構造上明記し得ない言外の表現」という考えも変わってくるであろう。言語外の情報とか言語内の情報とかには、つまり絶対的な判定の基準があるわけではなく、すべては文法理論の進展と相対的に考えるべきもののように思われる。

さらに、その文法理論内における「構造」とか「構造上明らかになる」とかの表現を用いたが、それは一体どういうことであろうか。構造とは統辞構造のこととすればよいであろうか。仮りに、動詞句の選択制限とか (7) の特性が認められたとしても、しかし、句は下位範疇化の対象ではないという点で、また特性は常に単一辞書範疇に認められるべきもの ((7) は句の選択特性) という点で、少くとも Chomsky の述べる統辞部門における情報にはなりそうもない。どちらかといえば、それは投影規則 (Projection rules) にかかわる問題のように思われる。その点では Katz の言う選択制限に近いものであろう。むしろ私には Katz のいう選択制限に近いこの種の制限の概念を用いることによって始めて、経験の受動と使役の区別を言語内で処理出来るもののように思われる。もしそうだとしたら極めて特定のではあるが、少くとも経験の受動と使役の意味解釈のための情報は、統辞的なもののみ限定されるのではなく、意味部門における意味融合の過程にも含まれるということになるのではなからうか。経験の受動と使役の差に限らず、この種の問題が他にどれだけあるのかは今後の検討を待たねばならないが、まずは一例を

挙げて問題の指摘としておきたいと思う。

(1969年11月)

References

- Bach, Emmon. "Have and be in English syntax," *Language*. 43 (1967), 462-485.
- Bowers, Frederick. "English complex sentence formation," *Journal of Linguistics*. 4 (1968), 83-88.
- Chomsky, Noam. *Syntactic Structures*. The Hague: Mouton and Co., 1957.
- _____. *Aspects of the Theory of Syntax*. Cambridge, Mass.: The M.I.T. Press, 1965.
- Curme, George O. *Parts of Speech and Accidence*. New York: D. C. Heath and Co., 1935.
- Drange, Theodore. *Type Crossing*. The Hague: Mouton and Co., 1966.
- Fillmore, Charles J. "The case for case," *Universals in Linguistic Theory*, Bach and Harms eds. New York: Holt, Rinehart and Winston, Inc., 1968.
- 福村虎治郎. 英語態 (Voice) の研究. 東京: 北星堂書店, 1965.
- Hornby, A. S. *A Guide to Pattern and Usage in English*. London: Oxford University Press, 1954.
- 池上嘉彦. 「語の意味の内部構造と統語形式の意味構造」英語青年. 1969年11月号.
- 市河三喜. 英文法研究. 東京: 研究社, 1912, 1960.
- 梶田 優. 「局地化出来ない文脈特性についての覚え書き」英語青年. 1969-11.
- Katz, Jerrold J. "Analyticity and Contradiction in Natural Language," *The Structure of Language: Readings in the Philosophy of Language*, Katz-Fodor eds. Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall, Inc., 1964.
- _____. "Recent Issues in Semantic Theory," *Foundations of Language*. 3 (1967), 124-184.
- _____. and Jerry A. Fodor. "The Structure of a Semantic Theory," *Language*. 39 (1963), 170-210.
- _____. and Paul M. Postal. *An Integrated Theory of Linguistic Descriptions*. Cambridge, Mass.: The M.I.T. Press, 1964.
- Kirchner, Gustav. 動詞 Have の諸相. 今野芳雄, 山川喜久男共訳. 東京: 研究社, 1968.

- Kruisinga, E. *A Handbook of Present-Day English*. Groningen: Noordhoff, 1931-1932.
- Langendoen, D. Terence. *The Study of Syntax: The Generative-Transformational Approach to the Structure of American English*. New York: Holt, Rinehart and Winston, Inc., 1969.
- 宮田幸一. 「He had his wife die — この構文における受動性の性格について —」
英語青年. 1957—1, 2月号.
- 中島文雄. 「I made John go の構造」, 英語青年, 1968—5月号.
- Onions, C. T. *An Advanced English Syntax*. London: Kegan Paul, 1929.
- 大沼雅彦. 「性質, 状態の言い方, 比較表現」英語の語法. 東京: 研究社, 1968.
- 大塚高信. 英文法論考——批判と実践——. 東京: 研究社, 1938.
- Poutsma, H. *A Grammar of Late Modern English*. Groningen: Noordhoff, 1914-1929.
- Rosenbaum, Peter S. *The Grammar of English Predicate Complement Construction*.
Cambridge, Mass.: The M. I. T. Press, 1967.
- 菅原光穂. 「意味解釈の能力をめぐる」人文研究, Vol. 39. (1969)
- . 「選択制限をめぐる問題」北海道英語英文学, Vol. 15. (1970), 93-102.
- 外山滋比古. 修辭的殘像. 東京: みすず書房, 1968.
- Wager, K. Heinz. "Verb phrase complementation: a criticism," *Journal of Linguistics*. 4 (1968), 89-91.
- Weinreich, Uriel. "Explorations in Semantic Theory," *Current Trends in Linguistics*. T. A. Sebeok ed. Vol. 3. The Hague: Mouton and Co., 1966.
- Zandvoort, R. W. *A Handbook of English Grammar*. London: Longmans, 1957.